







国家公務員若しくは地方公務員又はこれらら職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二条第一項の業務を行つてはならない。

#### (大会社等に係る業務の制限の特例)

**第二十四条の二** 公認会計士は、当該公認会計士、その配偶者又は当該公認会計士若しくはその配偶者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、次の各号のいずれかに該当する者（以下「大会社等」という。）から第二条第二項の業務（内閣府令で定めるものに限る。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

一 会計監査人設置会社（資本金の額、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額その他の事項を勘案して政令で定める者を除く。）

二 金融商品取引法第一百九十三条の二第一項又は第二項の規定により監査証明を受けなければならぬ者（政令で定める者を除く。）

三 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第

四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八

五 保険業法第二条第二項に規定する保険会社

六 前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

#### 第二十四条の三

公認会計士は、大会社等の七会計期間（事業年度その他これらに準ずる期間をいう。以下同じ。）の範囲内で政令で定める連続する会計期間（当該連続する会計期間に準ずるものとして内閣府令で定める会計期間にあつては、当該会計期間。以下この項、第三十四条の十一の三及び第三十四条の十一の四第一項において「連続会計期間」という。）のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該連続会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行つてはならない。ただし、当該公認会計士（監査法人の社員である者を除く。）が当該連続会計期間の翌会計期間以後の会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行う

六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者（大会社等を除く。）の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係るその者の財務書類について公認会計士が監査関連業務を行つた場合には、その者を大会社等とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「公認会計士は」とあるのは、「次項の監査関連業務を行つた公認会計士は」とする。

#### 第二十四条の四

公認会計士は、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うときは、他の公認会計士若しくは監査法人と共同して、又は他の公認会計士を補助者として使用して行われなければならない。ただし、他の公認会計士若しくは監査法人と共同せず、又は他の公認会計士を補助者として使用しないことにつき内閣府令で定めるやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（証明の範囲及び証明者の利害関係の明示）

**第二十五条** 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、いかなる範囲について証明をするかを明示しなければならない。

2 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該会社その他の者と利害関係を有するか否か、及び利害関係を有するときはその他の内の内閣府令で定める事項を証明書に明示しなければならない。

#### (業務の状況に関する説明書類の統覧等)

**第二十六条** 公認会計士は、公認会計士の信用を傷つけ、又は公認会計士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。（信用失墜行為の禁止）

#### (第二十六条の二)

公認会計士は、公認会計士の信用を傷つけ、又は公認会計士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。（信用失墜行為の禁止）

あつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により同項に規定する事項を併せて明示することにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

#### (第二十六条の三)

公認会計士は、公認会計士の信用を傷つけ、又は公認会計士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。（信用失墜行為の禁止）

る事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該公認会計士の事務所にて作成することができる。

#### (第二十六条の四)

公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反した場合又は第三十四条の二の規定による指示に従わない場合には、

#### 2

前項に規定する説明書類は、電磁的記録もつて作成することができる。

#### 3

第一項に規定する説明書類が電磁的記録もつて作成されているときは、公認会計士の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

前項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

#### (第五章) 公認会計士の責任

**第二十八条** 公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るために研修を受けるものとする。

**第二十九条** 公認会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

一 戒告  
二 二年内の業務の停止  
三 登録の抹消

**第三十条** 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏ないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

2 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

3 監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠つた事実があるときは、当該公認会計士について前二項の規定を準用する。

#### (一般の懲戒)

公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反した場合又は第三十四条の二の規定による指示に従わない場合には、



2	前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
	(設立の手続)
3	第三十四条の七 監査法人を設立するには、その社員にならうとする者が、共同して定款を定めなければならない。この場合において、その社員にならうとする者のうちには、五人以上の公認会計士である者を含まなければならない。
2	会社法第三十条第一項の規定は、監査法人の定款について準用する。
3	定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
1	一 目的
2	二 名称
3	三 事務所の所在地
4	四 社員の氏名及び住所
5	五 社員の全部が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別
6	六 社員の出資の目的(有限責任社員にあつては、金銭その他の財産に限る)及びその価額又は評価の標準
7	七 業務の執行に関する事項
4	八 無限責任監査法人を設立しようとする場合には、前項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載しなければならない。
5	九 監査法人を設立しようとする場合には、第三項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を記載しなければならない。
6	第三十四条の八 削除
7	(成立の届出)
8	第三十四条の九の二 監査法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
9	第三十四条の九の二 監査法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
10	(定款の変更)
11	第三十四条の十 監査法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。
12	監査法人は、定款の変更をしたときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

1	第二節 社員 (業務の執行等)
2	第三十四条の十の二 監査法人の行う第二条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。
3	指定証明については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが無限責任監査法人を代表する。
4	前二項に規定するもののほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。
5	第二項に規定するもののはか、特定社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。
6	(法人の代表)
7	第三十四条の十の三 第一条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが各自監査法人を代表する。ただし、公認会計士である社員の全員の同意によつて、公認会計士である社員のうち同項の業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。
8	第三十四条の五各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることが妨げない。
9	第三十四条の五各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることが妨げない。
10	(特定社員)
11	第三十四条の五各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることが妨げない。
12	(指定社員)
13	第三十四条の十の四 無限責任監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員(特定社員を除く。次項、第五項及び第六項において同じ。)を指定しなければならない。
14	前項の規定による指定がされた証明(以下この条及び次条において「特定証明」という)を指定することができる。
15	第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。

1	第三十四条の十の六 監査法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責任を負う。
2	第三十四条の十の六 第二項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。
3	第三十四条の十の六 第二項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。
4	第三十四条の十の六 第二項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。
5	第三十四条の十の六 第二項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。

1	第三十四条の十の六 第二項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。
2	第三十四条の十の六 第二項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。
3	第三十四条の十の六 第二項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。
4	第三十四条の十の六 第二項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。
5	第三十四条の十の六 第二項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。

したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。無限責任監査法人を脱退した後も、同様とする。

有限責任監査法人の社員は、その出資の価額（既に有限責任監査法人に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第五項又は第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第十項において同じ。）において、特定証明に関する負担することとなつた有限責任監査法人の債務をその有限責任監査法人の財産をもつて完済することができないときは、指定有限責任社員（指定有限責任社員であった者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責任を負う。ただし、脱退した特定証明による指定がされ、同条第一項の規定による通知がされている場合において、特定証明の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

前項及び第十項において同じ。）において、特定証明に関する負担することとなつた有限責任監査法人の社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

前条第一項の規定による指定がされ、同条第一項の規定による通知がされている場合において、特定証明に関し生じた債権に基づく有限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効果を奏しなかつたときは、指定有限責任社員が、有限责任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

前条第一項の規定による指定がされ、同条第一項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず特定証明に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定有限責任社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。有限責任監査法人を脱退した後も、同様とする。

会社法第六百十二条の規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項又は第八項の場合において、指定証明に関し被監査会社等に対しても負担することとなつた無限責任監査法人の債務又は特定証明に関し負担することとなつた有限責任監査法人の債務については、この限りでない。

（社員であると誤認させる行為をした者の責任）

第三十四条の十の七 無限責任監査法人の社員でない者が自己を無限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該無限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて無限責任監査法人と取引をした者に対し、無

限責任監査法人の社員でない者が自己を有する責任を負う。

有限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

第三十四条の十の八 特定社員となるうとする者は、特定社員の名簿（以下この節において「特定社員名簿」という。）に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他内閣府令で定める事項の登録（以下この節（第三十四条の十の十第六号の二から第八号までを除く。）において單に「登録」という。）を受けなければならぬ。（特定社員名簿）

第三十四条の十の九 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができる。（登録拒否の事由）

第三十四条の十の十一 公認会計士

第三十四条の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるとき、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

第三十四条の十の十三 登録を受けた者は、登録（登録の抹消）

第三十四条の十の十四 登録を受けた者は、登録（登録の抹消）

第三十四条の十の十五 政不服審査法第十五第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

第三十四条の十の十六 登録を受けた者は、登録（登録の抹消）

第三十四条の十の十七 第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与するとの禁止の処分を受け、当該禁止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

第三十四条の十の十八 第三十四条の十七第二項の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

第三十四条の十の十九 第三十四条の十の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

第三十四条の十の二十 第三十四条の十の十七第二項の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

第三十四条の十の二十一 第三十四条の十の十七第二項の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

第三十四条の十の二十二 第三十四条の十の十二の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるとき、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

第三十四条の十の二十三 第三十四条の十の十一の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるとき、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

第三十四条の十の二十四 第三十四条の十の十二の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるとき、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

第三十四条の十の二十五 第三十四条の十の二十一の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるとき、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

第三十四条の十の二十六 第三十四条の十の二十二の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるとき、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

第三十四条の十の二十七 第三十四条の十の二十三の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるとき、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

た者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

に支障があり、又はこれに堪えない者

（登録の手続）

第三十四条の十の十一 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出し

なければならない。

2 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を行なつたときは、当該有限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、無

限責任監査法人の社員でない者が自己を有する責任を負う。

3 有限責任監査法人の社員がその責任の限度を誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

4 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者

5 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

6 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

7 破産手続開始の決定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

8 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

9 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

10 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

11 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

12 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

13 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

14 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

15 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

16 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

17 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

18 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

19 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

十二 心身の故障により監査法人の業務の執行を受けたことなどがなくなつてから五年を経過しないもの

に支障があり、又はこれに堪えない者

（登録の手続）

第三十四条の十の十一 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出し

なければならない。

2 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を行なつたときは、当該有限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、無

限責任監査法人の社員でない者が自己を有する責任を負う。

3 有限責任監査法人の社員がその責任の限度を誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

4 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者

5 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

6 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

7 破産手続開始の決定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

8 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

9 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

10 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

11 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

12 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

13 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

14 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

15 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

16 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

17 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

18 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

議決に基づき、その登録を抹消することができ  
る。

- 二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

前項第一号又は第二号の規定による登録の抹消については第三十四条の十の十一第三項並びに第三十四条の十の十二第一項及び第三項の規定を、前項第三号の規定による登録の抹消については同項第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四条の十の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第一項第一号又は第二項第二号若しくは第三号の規定による当該特定社員の登録の抹消をすることができない。

(登録の細目)

**第三十四条の十の十五** この節に定めるもののか、登録の手続、登録の抹消、特定社員名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

**第三十四条の十の十六** 特定社員は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。特定社員でなくなつた後であつても、同様とする。

(特定社員に対する処分)

**第三十四条の十の十七** 特定社員に対する処分は、次の三種とする。

  - 一 戒告
  - 二 監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの二年以内の禁止
  - 三 登録の抹消

2 特定社員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合には、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる処分をることができる。

3 第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の处分について準用する。

**第三節 業務**

(特定の事項についての業務の制限)

**第三十四条の十一** 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて

ては、第二条第一項の業務を行つてはならぬ。い。  
一 監査法人が株式を所有し、又は出資している会社その他の者の財務書類

- 二 監査法人の社員のうちに会社その他の者とする者（その配偶者のみが当該関係を有する場合にあつては、当該会社その他の者の財務書類について当該監査法人の行う第二条第一項の業務に関与する者その他の政令で定める者に限る。）がある場合における当該会社その他の者の財務書類

三 会社その他の者の財務書類について監査法人の行う第二条第一項の業務にその社員として関与した者が、当該財務書類に係る会計期間又はその翌会計期間（以下この号において「関与社員会計期間」という。）内に当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずる者となつた場合における当該関与社員会計期間に係る当該会社その他の者又はその連結会社等の財務書類

四 前三号に定めるもののほか、監査法人が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

前項第四号の著しい利害関係とは、監査法人又はその社員が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、監査法人の行う第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

五 監査法人の社員のうち会社その他の者と第二十四条第一項又は第三項に規定する関係を有する者は、当該監査法人が行う第二条第一項の業務で当該会社その他の者の財務書類に係るものには関与してはならない。

（大会社等に係る業務の制限の特例）

**第三十四条の十一の二** 監査法人は、当該監査法人又は当該監査法人が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める關係を有する法人その他の団体が、大会社等から第二条第二項の業務（財務書類の調製に関する業務その他の内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

六 監査法人は、その社員が大会社等から第二条第二項の業務により、継続的な報酬を受けてい

る場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

- 財務書類について第二条第一項の業務を行う場合において、当該監査法人の社員が当該大会社等の七会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について当該社員が監査関連業務（第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務をいう。以下この条から第三十四条の十一の五までにおいて同じ。）を行った場合には、当該政令で定める連続会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について当該社員に監査関連業務を行わせてはならない。

（大規模監査法人の業務の制限の特例）

**第三十四条の十一の四 大規模監査法人は、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者（以下この項において「上場有価証券発行者等」という。）の財務書類について第二条第一項の業務を行う場合において、当該業務を執行する社員のうちその事務を統括する者その他の内閣府令で定める者（以下この項において「筆頭業務執行社員等」という。）が上場有価証券発行者等の五会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該上場有価証券発行者等の財務書類について当該筆頭業務執行社員等に監査関連業務を行わせてはならない。**

2 前項（次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の大規模監査法人とは、その規模が大きい監査法人として内閣府令で定めるものをいう。

（新規上場企業等に係る業務の制限）

**第三十四条の十一の五 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者の他の政令で定める者（大会社等を除く。）の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について監査法人が監査関連業務を行つた場合には、その者を大会社等とみなして、第三十二条の十一の三の規定を適用する。この場合において、同条中「監査法人は」とあるのは、「**

「第三十四条の十一の五第一項の監査関連業務を行つた監査法人は」とする。

- 場しようとする者その他の政令で定める者の発行する有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について前条第二項に規定する大規模監査法人が監査閑連業務を行つた場合には、その者を同条第一項に規定する上場有価証券発行者等とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「大規模監査法人」とあるのは、「次条第二項の監査閑連業務を行つた大規模監査法人」とする。

(監査又は証明の業務の執行方法)

**第三十四条の十一** 監査法人は、その公認会計士である社員以外の者に第二条第一項の業務を行わせてはならない。

2 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して署名しなければならない。

3 監査法人は、前項の規定による証明書による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法であつて同項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして内閣府令で定めるものにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

4 第二十五条の規定は、監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合に準用する。

(業務管理体制の整備)

**第三十四条の十三** 監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項(第四十四条第一項第十三号及び第四十六条の九の二第一項において「業務の運営の状況」という。)を含むものでなければならない。

一 業務の執行の適正を確保するための措置

二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施

三 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に

不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

前項第二号の業務の品質の管理とは、業務に係る契約の締結及び更新、業務を担当する社員の他の内閣府令で定める業務の遂行に関する審査その他の内閣府令で定める業務を担当する社員について、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するためには必要な措置を講ずることをい

う。監査法人がその活動に係る重要な事項として内閣府令で定めるものに関する意思決定をその社員の一部をもつて構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合以上でなければならぬ。

内閣府令で定めるものに関する意思決定をその社員の一部をもつて構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合以上でなければならぬ。

内閣府令で定めるものに関する意思決定をする国民の信頼を失墜させる行為をしてはならない。(社員の競業の禁止)

**第三十四条の十四** 監査法人の社員は、他の監査法人の社員となつてはならない。

監査法人の社員は、自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行つてはならない。ただし、当該範囲に属する業務が第二条第二項の業務である場合において、当該範囲に属する業務を行うことにつき、当該社員以外の社員の全員の承認を受けたときは、この限りでない。

監査法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、監査法人に生じた損害の額と推定する。

(関与・社員の就職の制限)  
(使用者等に対する監督義務の規定の準用)

**第三十四条の十四の二** 第二十八条の二の規定は、監査法人が会社その他の者の財務書類について第二条第一項の業務を行つた場合における当該業務を執行した社員について準用する。

(使用者等に対する監督義務の規定の準用)  
**第三十四条の十四の三** 第二十八条の三の規定は、監査法人について準用する。

第四節 会計帳簿等

(会計年度)  
**第三十四条の十五** 監査法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日につく終わる

ものとする。ただし、定期に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(会計の原則)

**第三十四条の十五の二** 監査法人の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

**第三十四条の十五の三** 監査法人は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

監査法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその業務に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の提出命令)

**第三十四条の十五の四** 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(計算書類の作成等)

**第三十四条の十六** 監査法人は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

監査法人は、毎会計年度経過後一月以内に、計算書類(貸借対照表、損益計算書その他監査法人の財産及び損益の状況を示すために必要な書類)を作成しなければならない。

**第三十四条の十七** 監査法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 公認会計士である社員があつては、公認会計士の登録の抹消

二 特定社員があつては、特定社員の登録の抹消

三 定款に定める理由の発生

四 総社員の同意

五 除名

## 第六節 解散及び合併

(解散)

**第三十四条の十八** 監査法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 合併(合併により当該監査法人が消滅する場合に限る。)

四 解散を命ずる裁判

五 破産手続開始の決定

六 第三十四条の二十一第二項の規定による解散の命令

監査法人は、前項の規定による場合のほか、公認会計士である社員が四人以下になり、その人数が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。ただし、合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人が有限責任監査法人である場合において、合併により設立する監査法人が有限責任監査法人である場合において、合併により消滅する監査法人が無限責任監査法人であるときにおける当該消滅する無限責任監査法人については、この限りでない。

監査法人が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする監査法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを

第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、監査法人の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

前三項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前述三項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

**第五節 法定脱退**

**第三十四条の十九** 監査法人は、総社員の同意ができる。

監査法人は、合併したときは、合併の日から二週間に内に、登記事項証明書(合併により設立する監査法人あつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人は、当該合併により消滅した監査法人の権利義務(当該監査法人が行うその業務に關し、行政庁の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

**第三十四条の二十** 合併をする監査法人の債権者は、当該監査法人に対し、合併について異議を述べることができる。

合併をする監査法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知りている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

合併をする旨

二 合併により消滅する監査法人及び合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

二 合併により設立する監査法人が有限責任監査法人である場合において、合併により消滅する監査法人が無限責任監査法人であるときにおける当該消滅する無限責任監査法人についての限りでない。

債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする監査法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを

合併は、合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

監査法人は、合併したときは、合併の日から二週間に内に、登記事項証明書(合併により設立する監査法人あつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人は、当該合併により消滅した監査法人の権利義務(当該監査法人が行うその業務に關し、行政庁の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

**第三十四条の二十一** 合併をする監査法人の債権者は、当該監査法人に対し、合併について異議を述べることができる。

合併をする監査法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知りている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

合併をする旨

二 合併により消滅する監査法人及び合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

二 合併により設立する監査法人が有限責任監査法人である場合において、合併により消滅する監査法人が無限責任監査法人であるときにおける当該消滅する無限責任監査法人についての限りでない。

債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする監査法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを

目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十五条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十二条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、監査法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。（合併の無効の訴え）

### 第三十四条の二十の二 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）

第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条规定から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書きを除く。）並びに第八百四十六条の規定は監査法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する（同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。）

### 第七節 処分等

（虚偽又は不当の証明等についての処分等）  
第三十四条の二十一 内閣総理大臣は、監査法人がこの法律（第三十四条の十の五及び次章を除く。以下この項及び次項第三号において同じ。）若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は監査法人の行う第二条第一項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要

であると認めるときは、当該監査法人に対し、必要な指示をすること（同号に該当した場合において、次項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関することを禁止することを除く。）ができる。  
内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。  
一 社員が故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。  
二 社員が相当の注意を怠つたことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重々大なる虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。  
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき。

前項の規定による指示に従わないときは、内閣総理大臣は、監査法人が前項各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

（課徵金納付命令）  
第三十四条の二十一の二 監査法人が会社その他者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第二項第一号又は第二号に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該監査法人に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徵金を国庫に納付することを命じなければならない。  
一 当該證明について監査法人が前条第二項第一号に該当する事実がある場合、当該證明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額（次号において「監査報酬相当額」という。）の一・五倍に相当する額。  
二 当該證明について監査法人が前条第二項第二号に該当する事実がある場合、監査報酬相当額に該当する事実がある場合、監査報酬相当額と同額にかかるわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の監査法人に対して、同項の処分をする場合（同号の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）  
二 前条第二項第一号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対する同項の処分をする場合（同号の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。）  
三 第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合  
四 解散を命ずる場合

第一項の規定により計算した課徵金の額が一万円未満であるときは、課徵金の納付を命ずることができない。

（裁判所による監督）  
第三十四条の二十一の三 監査法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

（裁判所は、職權で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。）  
第三十四条の二十一の四 裁判所は、前項に規定する事件の管轄

1 第二項及び第三項の規定による処分の手続に付された監査法人は、清算が結了した後において、この条の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

2 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

（監査法人についての一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び会社法の準用等）  
第三十四条の二十一 一般社団法人及び一般財團法人についての一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八

であると認めるときは、当該監査法人に対し、

社員に対し、同項の処分を併せて行うことを行ふことを禁止すること（同号に該当した場合において、次項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監

査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関することを禁止することを除く。）ができる。

内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

（課徵金納付命令）  
第三十四条の二十一の二 監査法人が会社その他者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第二項第一号又は第二号に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該監査法人に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徵金を国庫に納付することを命じなければならない。  
一 当該證明について監査法人が前条第二項第一号に該当する事実がある場合、当該證明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額（次号において「監査報酬相当額」という。）の一・五倍に相当する額。  
二 当該證明について監査法人が前条第二項第二号に該当する事実がある場合、監査報酬相当額に該当する事実がある場合、監査報酬相当額と同額にかかるわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の監査法人に対して、同項の処分をする場合（同号の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）  
二 前条第二項第一号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対する同項の処分をする場合（同号の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。）  
三 第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合  
四 解散を命ずる場合

第一項の規定により計算した課徵金の額が一万円未満であるときは、課徵金の納付を命ずることができない。

（裁判所による監督）  
第三十四条の二十一の三 監査法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

（裁判所は、職權で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。）  
第三十四条の二十一の四 裁判所は、前項に規定する事件の管轄

1 第二項及び第三項の規定による処分の手続に付された監査法人は、清算が結了した後において、この条の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

2 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

（監査法人についての一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び会社法の準用等）  
第三十四条の二十一 一般社団法人及び一般財團法人についての一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八

5 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徵金を納付しなければならない。

監査法人が合併により消滅したときは、当該合併により設立された監査法人がした行為とみなして、この条の規定を適用する。

（監査法人の解散及び清算）  
第三十四条の二十一の二 監査法人が会社その他者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第二項第一号又は第二号に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該監査法人に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徵金を国庫に納付することを命じなければならない。  
一 当該證明について監査法人が前条第二項第一号に該当する事実がある場合、当該證明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額（次号において「監査報酬相当額」という。）の一・五倍に相当する額。  
二 当該證明について監査法人が前条第二項第二号に該当する事実がある場合、監査報酬相当額に該当する事実がある場合、監査報酬相当額と同額にかかるわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の監査法人に対して、同項の処分をする場合（同号の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）  
二 前条第二項第一号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対する同項の処分をする場合（同号の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。）  
三 第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合  
四 解散を命ずる場合

第一項の規定により計算した課徵金の額が一万円未満であるときは、課徵金の納付を命ずることができない。

（裁判所による監督）  
第三十四条の二十一の三 監査法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

（裁判所は、職權で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。）  
第三十四条の二十一の四 裁判所は、前項に規定する事件の管轄

1 第二項及び第三項の規定による処分の手続に付された監査法人は、清算が結了した後において、この条の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

2 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

（監査法人についての一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び会社法の準用等）  
第三十四条の二十一 一般社団法人及び一般財團法人についての一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八

3 会社法第六百六十八条から第六百七十二条までの規定は、無限責任監査法人の任意清算について準用する。この場合において、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十二条第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十六項において準用する第九百三十九条第一項」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条规定第一項、第八百七十条第一項(第十号に係る部分に限る)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条(本文、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項(第三号に係る部分に限る))の規定は監査法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る)、第八百七十二条(第一号及び第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条规定第一項の申立てがあつた場合における監査法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

5 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第二項(第一号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条(第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る))の規定は、監査法人の解散の訴えについて準用する。

6 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条(第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る))の規定は、監査

8 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、無限責任監査法人は、合名会社とみなす。

9 責任社員とする定款の変更をすることにより、有限責任監査法人となる。

10 有限責任監査法人は、その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更をすることにより、無限責任監査法人となる。

11 第八項の定款の変更をする場合において、当該定款の変更をする無限責任監査法人の社員が当該定款の変更後の有限責任監査法人に対する出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、当該定款の変更は、当該払込み及び給付が完了した日に、その効力を生ずる。

12 第三十四条の十四第一項、第三十四条の十七（第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第一項において準用する会社法第六百四条第一項及び第二項、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百二十二条並びに第六百二十四条並びに第八項の規定は、第二項において準用する同法第六百四十四条（第三号を除く。）の規定により清算をする監査法人については、適用しない。  
(有限責任監査法人についての会社法の準用等)

第三十四条の二十三 会社法第二百七条（第九項第一号を除く。）、第六百四条第三項、第六百二十九条、第六百二十三条第一項、第六百二十五条から第六百三十六条まで、第六百六十条、第六百六十一条及び第六百六十五条の規定は、有限责任監査法人について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百七条第一項中「第一百九十九条第一項第三号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産」を出資の目的として「株式の引受け人」とあるのは「社員にならうとする者」と、「その募集株式の引受けの申込み又は第二百五条第一項の契約に係る意思表示」とあるのは「出資の申込み」と、同条第十項第一

号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「社員」と、「支配人その他の使用者」とあるのは「使用人」と、同項第二号中「募集株式の引受人」とあるのは「社員にならうとする者」と、同法第六百四条第三項中「前項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十二条第一項において準用する前項」と、同法第六百三十二条第一項中「会計年度」と、同法第六百三十二条第一項中「第六百二十四条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十二条第一項において準用する第六百二十四条第一項」と、同条第二項中「が、第六百二十四条第一項前段」とあるのは「が、公認会計士法第三十四条の二十二条第一項において準用する第六百二十四条第一項前段」と段」と、「は、第六百二十四条第一項前段」とあるのは「は、同法第三十四条の二十二条第一項において準用する第六百二十四条第一項前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。















による登録の拒否並びに第二十一条第二項及び第三十四条の十の十四第二項の規定による登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。

資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、協会の会長をもつてこれに充てる。

5 委員は、会長が、内閣総理大臣の承認を受け、公認会計士、公認会計士に係る行政事務に従事する金融庁の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(貸借対照表等)

**第四十六条の十一の二** 協会は、毎事業年度、第四十六条の六に規定する総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、貸借対照表、収支計算書、附属明細書、事業報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(報告及び検査)

**第四十六条の十二** 内閣総理大臣は、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができ。前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督上の命令)

**第四十六条の十二の二** 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官署の処分若しくは協会の会則その他の規則(以下この条において「法令等」という。)に違反した場合又は会員が法令等に違反する行為をしたものかわらず、当該会員に対し法令等を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該会則その他の規則により認められた権能を行

使せずその他必要な措置をすることを怠つた場合において、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その事務の方法の変更を命じ、又は会則その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。

#### (総会の決議の取消し)

**第四十六条の十三** 内閣総理大臣は、協会の総会の決議が法令又は協会の会則に違反し、その他公益を害するときは、その決議の取消しを命ずることができる。

#### (一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)

**第四十六条の十四** 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。

#### 第七章 雜則

##### (監査及び証明を受けた旨の公表の禁止)

**第四十七条** 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けた場合を除くほか、何人も、その公表する財務書類の全部又は一部が公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けたものである旨を公表してはならない。

(公認会計士又は監査法人でない者の業務の制限)

**第四十七条の二** 公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項に規定する業務を営んではならない。

(名称の使用制限)

**第四十八条** 公認会計士でない者は、公認会計士の名称又は公認会計士と誤認されるような名称を使用してはならない。

2 前項の規定は、法律の規定により定められた名称を使用すること又は外国公認会計士がその資格を示す適當な名称を使用することを妨げない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督上の命令)

#### 第四十九条

公認会計士又は監査法人の業務上調製した書類

3 第二項の規定によつて監査又は証明を行ふに際して調製し、(公認会計士又は監査法人の業務上調製した書類)に応じて監査又は証明を行ふに際して調製し

た資料その他の書類は、特約のある場合を除くほか、公認会計士又は監査法人の所有に属するものとする。

(公認会計士の使用者等の秘密を守る義務)

**第四十九条の二** 公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の使用者又は他の従業者又はこれらの人であつた者は、正当な理由がなく、第二条第一項又は第二項の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告微収及び立入検査)

**第四十九条の三** 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人が自ら行うことを妨げない。

(公認会計士試験の実施による監査)

**第四十九条の四** 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、公認会計士試験の実施に関する事務の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(審査会に対する審査請求)

**第四十九条の四の二** 審査会が前条第二項若しくは第三項の規定により行う報告若しくは資料の提出の命令又は公認会計士試験の実施に関する事務に係る処分若しくはその不作為(同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された事務に係る処分又はその不作為を含む)についての審査請求は、審査会に対してのみ行うことができる。

(審査会に対する審査請求)

**第四十九条の四の三** 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務に關し、外国監査法人等に対し、報告又は資料の提出を求めることができ。

(内閣府令への委任)

**第四十九条の五** この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

**第四十九条の六** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置

の業務に關係のある帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

**第四十九条の四** 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

**第四十九条の四の二** 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うこととを妨げない。

**第四十九条の四の三** 第二項の規定による権限を審査会に委任する。ただし、第四十六条の十二第二項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任する。ただし、第四十六条の十二第二項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任する。

**第四十九条の四の四** 第二項の規定により委任された権限のうち、前項の規定により委任された権限を除く。ただし、第四十六条の十二第二項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任する。

**第四十九条の四の五** 第二項の規定により委任された権限のうち、前項の規定により委任された権限を除く。ただし、第四十六条の十二第二項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任する。

**第四十九条の四の六** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置











の新法第二条第一項の業務について適用し、当該会社その他の者の財務書類で、施行日前に開始した会計期間に係るものとの同項の業務については、なお従前の例による。

(大会社等に係る業務の制限の特例に関する経過措置)

**第二十四条** 新法第三十四条の十一の三の規定は、施行日以後に開始する大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連續する会計期間について適用する。

(監査法人の解散に関する経過措置)

**第二十五条** 新法第三十四条の十八第一項の規定は、施行日以後に同項に掲げる理由が生じた場合について適用する。

2 この法律の施行の際現に社員が四人以下である監査法人に対する新法第三十四条の十八第二項の規定については、施行日において社員が四人以下になつたものとみなす。

(監査法人の合併に関する経過措置)

**第二十六条** 新法第三十四条の十九第三項の規定は、施行日以後に合併後存続する監査法人又は合併によつて設立した監査法人が登記をした場合について適用する。

(監査法人に対する処分に関する経過措置)

**第二十七条** 新法第三十四条の二十一第一項の規定は、監査法人の施行日以後にした新法若しくは新法に基づく命令に違反する行為又は同項の著しく不当な運営について適用する。

2 新法第三十四条の二十一第二項の規定は、監査法人の施行日以後にした同項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新法若しくは新法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同項第一項の規定による指示に従わない行為について適用し、監査法人の施行日前にした旧法第三十四条の二十一第一項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は旧法若しくは旧法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営については、なお従前の例による。

3 新法第三十四条の二十一第四項の規定は、施行日以後に同項第二項の規定による処分の手続に付された監査法人について適用する。

(公認会計士・監査審査会の会長及び委員の任命に関する経過措置)

**第二十八条** 新法第三十七条の二第一項の規定による公認会計士・監査審査会の会長及び委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

2 施行日の前日において公認会計士審査会の委員である者の任期は、旧法第三十六条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(日本公認会計士協会に対する監督上の命令に関する経過措置)

**第二十九条** 新法第四十六条の十二の二の規定は、日本公認会計士協会の施行日以後にした同条の法令等に違反する行為及び会員が施行日以後に当該法令等に違反する行為をした場合における日本公認会計士協会の同条の怠る行為について適用する。

(第三次試験の受験要件の特例に関する経過措置)

**第三十条** 昭和三十二年七月三十一日までに商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者及び同日までに公認会計士特例試験等に関する法律(昭和三十九年法律第百二十三条)による改正前の公認会計士法第五十七条第二項各号に掲げる職の一又は二以上にあってその職にあつた年数を通算して十四年以上になつた者は、第二条、第四条、次条並びに附則第六条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、平成十八年二月一日から施行する。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、次条並びに附則第六条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、平成十八年二月一日から施行する。

(旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第二次試験に合格した者に係る公認会計士試験の試験科目の一部免除について)

2 前項に規定する者は、第二条の規定による改正後の公認会計士法第十五条第一項の規定による短答式による試験に合格した者とみなし、その申請により、会計学、企業法及び経営学について、同法第八条第二項の規定による論文式による試験を免除する。

(罰則に関する経過措置)

**第二十八条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例による場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第二十九条** 附則第二条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めた者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

(罰則に関する経過措置)

**第五十四条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

**附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄**

(施行期日)

**附 則 (平成一六年六月二日法律第七七号) 抄**

(施行期日)

**附 則 (平成一七年七月一五日法律第八六号) 抄**

(施行期日)

**附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄**

(施行期日)

**附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄**

(政令への委任)

**第五十五条** 附則第二条から第三十条まで、附則第三十三条、附則第三十八条、附則第四十条、附則第四十三条、附則第四十五条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第二十九条** 附則第一条から前条までに規定するものと同一の事項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一五年七月二十五日法律第六六号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年六月九日法律第八一条から前条までに規定するものと同一の事項、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一六年六月九日法律第八二号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

**附 則 (平成一七年七月一五日法律第八三号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

**附 則 (平成一九年四月一日法律第一四号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一九年四月一日法律第一五号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

**附 則 (平成一九年四月一日法律第一六号) 抄**

(施行期日)

(助教授の在職に関する経過措置)

**第一条** この法律は、この法律の規定の適用については、この法律の施行前に在職する助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から三まで 略

**四 公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三号) 第九条及び第十一条**

**附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄**

(施行期日)

(罰則の適用等に関する経過措置)

**第十二条** 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** 附則第一条から前条までに規定するものと同一の事項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

**附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄**

(施行期日)



法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用し、監査法人の施行日前にした旧公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、旧公認会計士法若しくは旧公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為については、なお従前の例による。

2 新公認会計士法第三十四条の二十一第三項の規定は、監査法人の施行日以後にした同条第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用する。

(課徴金納付命令に関する経過措置)

第十六条 新公認会計士法第三十四条の二十一の二の規定は、監査法人の施行日以後にした新公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用する。

(外國監査法人等の届出に関する経過措置)

第十七条 新公認会計士法第三十四条の三十五第一項の規定は、外國会社等財務書類（同項に規定する外國会社等財務書類をいう。）で、施行日以後に開始する会計期間に係るもの的新公認会計士法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十九条 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、公認会計士制度及び監査法人制度等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五号)

三号

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十年を経過した日から施行する。

(附則) (平成二三年六月二十四日法律第六号)

四号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

五号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

六号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

七号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

八号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

九号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

十号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

十一号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

十二号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

十三号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

十四号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

十五号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

十六号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

十七号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

十八号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

十九号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

二十号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

二十一号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

二十二号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

二十三号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

二十四号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

二十五号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

二十六号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

二十七号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

二十八号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

二十九号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

三十号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

三十一号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

三十二号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

三十三号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

三十四号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

三十五号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

三十六号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

三十七号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

三十八号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

三十九号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

四十号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

四十一号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

四十二号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

四十三号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

四十四号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

四十五号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

四十六号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

四十七号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

四十八号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

四十九号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

五十号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

五十一号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

五十二号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

五十三号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

五十四号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

五十五号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

五十六号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

五十七号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

五十八号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

五十九号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

六十号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

六十一号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

六十二号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

六十三号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

六十四号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

六十五号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

六十六号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

六十七号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

六十八号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

六十九号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

七十号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

七十一号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

七十二号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

七十三号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

七十四号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

七十五号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

七十六号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

七十七号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

七十八号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

七十九号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

八十号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

八十一号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

八十二号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)

八十三号

抄

(平成二三年六月二十四日法律第七号)



<p><b>第四条</b> 前条第一項の規定により上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を日本公認会計士協会に届け出なければならない。</p> <p>一 公認会計士 次に掲げる事項</p> <p>　　イ 氏名 　　ロ 生年月日</p> <p>　　ハ 事務所の所在地 　　二 監査法人 次に掲げる事項</p> <p>　　イ 名称 　　ロ 事務所の所在地</p>
<p><b>3</b> 前条第一項の規定により上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うことができない者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。</p> <p>前項の規定により、第一項に規定する期間を経過した日以後に上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うことができなくなった者は、前項の規定にかかわらず、施行日前に締結された契約に係る第二条第一項の業務を行なうことができる。この場合においては、前条第三項の規定を準用する。</p> <p>(政令への委任)</p>
<p><b>第十二条</b> 政府は、この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>(検討)</p>
<p><b>第十三条</b> この附則に規定するものと同一の範囲内において、この法律の施行状況、社会情勢の変化等を勘案し、公認会計士制度等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p>
<p><b>附 则</b> (令和四年五月二十五日法律第四八 　　号) 抄</p>

（政令への委任）  
**附 則**（令和四年六月一七日法律第六八  
号）抄  
(施行期日)  
1 この附則に定めるもののほか、この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日  
二 附 則（令和五年六月一四日法律第五三  
号）抄  
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三百八十八条の規定及  
二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（の賛本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定、同法第一百八十四条の改正規定、同法第一百八十五条の改正規定、同法第一百八十六条の改正規定、同法第一百八十七条の改正規定、同法第一百八十八条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第一項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十九条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十四条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定（第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定）

（施行期日）  
**〇号）抄**  
**附 則（令和五年一月二九日法律第八**  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第六条の規定 公布の日  
二 第二条中公認会計士法第一条の三第一項の改正規定、同法第三十四条の四十一第二項の改正規定（審判の）を「最初の審判手続の」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第三十四条の四十二の次に一条を加える改正規定、同法第三十四条の四十三の見出し並びに同条第二項及び第三項の改正規定、同条第十四項の四十四（見出しを含む。）及び第三十四条の四十五の見出しの改正規定、同法第三二項の改正規定（審判手続開始決定書に記載され）を「審判手続開始決定記録に記載され」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条の四十六の見出し及び同条第一項並びに同法第三十四条の四十九第一項の改正規定、同法第三項の改正規定（審判手続開始決定記録に記載され）に改める部分を除く。）、同条第三項手続の）に改める部分を除く。）、同条第三項及び同法第三十四条の四十五第一項の改正規定、同項を見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（審判の）を「最初の審判手續の」に改める部分を除く。）、同条第三項手続の）に改める部分を除く。）、同条第三項及び同法第三十四条の四十七第二項の改正規定、同項を見出し及び同条第四項とし、同条第一項の次に二項を加える改正規定、同法第三十四条の四十八に一項を加える改正規定、同法第三十四条の四十九に一項を加える改正規定、同法第三十四条の四十五条の四十九に一項を加える改正規定、同法第三十四条の四十九第二項の改正規定、同条第五十第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十四条の四十九に一項を加える改正規定、同法第三十四条の四十九第二項の改正規定、同条第五十三第七項から第十項まで、第三十四条の五十五（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定、同法第三十三条の次に一項を加える改正規定、同法第三十四条の五十六第一項から第三項までの改正

規定、同法第三十四条の五十七を削る改正規定、同法第三十四条の五十八の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同条を同法第三十四条の五十七とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第五十二条の三第一項及び第五十三条の三第二号の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第六条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。